

令和6年9月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
(うちカセットボンベ1件、ガスこんろ(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
(うち電気ストーブ(シーズヒーター)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 13 件
(うちポータブル電源(リチウムイオン)1件、LEDランプ(電球型)1件、
エアコン(室外機)1件、電動アシスト自転車1件、
接続箱(太陽光発電システム用)1件、ノートパソコン1件、
バッテリー(リチウムイオン、電動アシスト自転車用)1件、
マッサージ器(充電式)1件、
太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)1件、自転車1件、
電気シェーバー1件、扇風機(充電式、携帯型)1件、
バッテリー(リチウムイオン、電動バイク用)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202300883を除く。)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400531	令和6年6月17日	令和6年8月30日	カセットボンベ	RZ-850	新富士バーナー株式会社	火災	ガスこんろで調理中、当該製品を取り付けたガストーチが接触により落下し、衝撃で外れたカセットボンベから漏れたガスに引火して、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	ガストーチに関する事故(A202400361)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月20日
A202400535	令和6年4月10日	令和6年8月30日	ガスこんろ(都市ガス用)	RT61GH-L	リンナイ株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和6年4月18日に消費者安全法の重大事故等(ガスこんろ)として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月23日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300883	令和5年12月17日	令和6年1月10日	電気ストーブ(シーズヒーター)	ASH-860T	株式会社アピックスインターナショナル(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、首振り部の内部配線の芯線が断線したため、スパークが生じて出火したものと推定されるが、断線部周辺の焼損が著しく、内部配線が断線した原因の特定には至らなかった。	岐阜県	令和6年1月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400523	令和6年8月12日	令和6年8月29日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品に他社製の充電器を接続していたところ、発煙に気付き確認すると、充電器のコード部から火花が生じ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400524	令和6年8月8日	令和6年8月29日	LEDランプ(電球型)	火災	学校の体育館で当該製品を使用中、発煙したため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202400525	令和6年8月16日	令和6年8月29日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202400526	令和6年8月26日	令和6年8月29日	電動アシスト自転車	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202400527	令和6年8月20日	令和6年8月29日	接続箱(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202400528	令和6年8月19日	令和6年8月30日	ノートパソコン	火災	作業場で非純正品のバッテリー(リチウムイオン、ノートパソコン用)に交換した当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202400529	令和6年8月6日	令和6年8月30日	バッテリー(リチウムイオン、電動アシスト自転車用)	火災	倉庫で当該製品を保管中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400530	令和6年7月31日	令和6年8月30日	マッサージ器(充電式)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月1日
A202400532	令和6年8月19日	令和6年8月30日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和6年8月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400533	令和6年7月16日	令和6年8月30日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、右折しようとハンドルを切った直後、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月23日
A202400534	令和6年8月15日	令和6年8月30日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及び他社製ACアダプターを接続して充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品とUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400536	令和6年6月6日	令和6年8月30日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和6年6月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月28日
A202400537	令和5年8月18日	令和6年8月30日	バッテリー(リチウムイオン、電動バイク用)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気ストーブ（シーズヒーター）（管理番号：A202300883）

